

「環境保全型農業直接支援対策」事業の実施計画書を受け付けています

対象者 ● ①エコファーマー認定を受けている方
 ②農業環境規範に基づく点検を行っている方
 対象となる取り組み ● 次のいずれかにあてはまるもの。

①	カバークロープの作付け	化学肥料、化学合成農薬の5割低減
②	リビングマルチまたは草生栽培	化学肥料、化学合成農薬の5割低減
③	冬期湛水管理	化学肥料、化学合成農薬の5割低減
④	化学肥料、農薬を一切使用しない有機農業	

※①～③は、両方の取り組みを行うことが必要です。
 申込方法 ● 実施計画書兼確認依頼書を提出ください。
 申込期限 ● 10月31日(月)
 申込・問 町農政課 ☎0187(84)4908

学校生活支援員を募集します

美郷町内小学校で、教育上特別な支援が必要な児童・生徒の日常生活の介助や学習活動のサポートを行う学校生活支援員(非常勤職員)を募集します。
 業務内容 ● 町内小学校に在籍している児童生徒への生活・学習支援員
 必要資格等 ● 特別支援教育に理解のある方
 就業場所 ● 美郷町内の小学校のいずれか
 雇用期間 ● 平成23年11月1日～平成24年3月下旬まで
 ※長期休業中(冬休み等)は勤務なし
 就業時間等 ● 週5日(1日6時間)
 賃金形態 ● ①時給1,200円(教員免許所持者)
 ②時給900円
 ※①、②ともにその他手当なし
 加入保険等 ● 社会保険・雇用保険・労災
 募集人数 ● 1名
 申込期限 ● 10月21日(金)
 申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。
 申込・問 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335
 問 町教育委員会教育総務課 ☎0187(84)4914

幼稚園・保育園の臨時職員を募集します

募集内容 ● 保育士・幼稚園教諭、または保育補助員(保育補助員は資格を必要としません)
 募集人数 ● 2名 ※フルタイム勤務、有資格者優先
 雇用期間 ● 平成23年11月1日～平成24年3月31日
 勤務時間 ● 週40時間以内
 勤務場所 ● 仙南幼稚園・保育園(すこやか園)
 時給 ● 790円～890円(その他手当なし)
 加入保険等 ● 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
 申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。
 申込期限 ● 10月20日(木)
 申込・問 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335
 問 町教育委員会教育総務課 幼児総務班 ☎0187(84)4914

美郷フェスタ2011 農産展の出品者募集中!

10月29日(土)・30日(日)開催の美郷フェスタ2011農産展への出品者を募集しています。各種褒賞を多数準備していますので丹精込めて作り上げた農産物を是非出品してください。

出品規格・受付日時など詳しくは広報美郷10月号9ページに掲載していますので、そちらをご確認ください。
 問 秋田おばこ農協千畑営農センター ☎0187(85)4114
 秋田おばこ農協六郷営農センター ☎0187(84)0440
 秋田おばこ農協仙南営農センター ☎0187(82)1033
 秋田ふるさと農協金沢営農資材課 ☎0182(37)2124
 町農政課農業振興班 ☎0187(84)4908

美郷町農産加工チャンピオン大会の審査に参加してみませんか

美郷フェスタと同時開催

美郷町農産加工チャンピオン大会の一般消費者審査員を募集します。審査は出品された商品(漬物・菓子・米粉商品など)を試食し、各部門ごとに「チャンピオン」にふさわしいと思う商品に投票していただきます。(審査結果は本審査の参考にします)
 開催日時 ● 10月29日(土)午前9時30分～午前9時45分
 会場 ● 美郷町南体育館内の特設会場
 募集人数 ● 先着50名
 開催日当日の午前9時15分まで会場にお越しください。
 問 町農業振興センター(町農政課内) ☎0187(84)4908

秋田労働局「求職者支援室」設置のお知らせ

10月1日より「求職者支援制度」がスタートしたことに伴い、秋田労働局職業安定部に「求職者支援室」が設置されました。支援室では失業状態にありながら雇用保険を受給できない方々の安定した就職の実現を目指しています。

【支援内容】

- ①無料職業訓練の実施
- ②一定要件を満たした場合の給付金支給
- ③ハローワークによる就職支援

求職者支援制度の個別相談については、ハローワーク窓口にて受け付けています。お気軽にご相談ください。

問 秋田労働局職業安定部求職者支援室 ☎018(883)0006

秋田県の最低賃金が変わります

平成23年10月30日(日)から、時間額「647円」です。

秋田県最低賃金は、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等を含む県内全ての労働者に適用され、労使合意のうえであったとしても最低賃金額以上の賃金を支払わないことは最低賃金法違反となります。

問 秋田労働局労働基準部賃金室 ☎018(883)4266
 大曲労働基準監督署 ☎0187(63)5151